

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 8 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 千 場 勇 太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 20 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 8 日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	3,940,000 3,152,000	一括	788,000	26,550	3,863
1	500,000				
2	760,000				
3	360,000				
4	2,320,000				
</					



物 件 目 録

- | | | | |
|---|----|-----|---|
| 1 | 所 | 在 | 八幡浜市裁判所通 |
| | 地 | 番 | 1 5 4 9 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 5 . 8 1 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 八幡浜市裁判所通 |
| | 地 | 番 | 1 5 4 9 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 6 9 . 7 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 八幡浜市裁判所通 |
| | 地 | 番 | 1 5 4 9 番 6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3 3 . 2 0 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 八幡浜市裁判所通 1 5 4 9 番地 5、1 5 4 9 番地 1、
1 5 4 9 番地 6 |
| | 家屋 | 番号 | 1 5 4 9 番 5 |
| | 種 | 類 | 居宅 |
| | 構 | 造 | 木・鉄骨造スレート・かわらぶき 2 階建 |
| | 床 | 面 | 積 |
| | | 1 階 | 1 0 3 . 1 0 平方メートル |
| | | 2 階 | 9 0 . 7 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 11 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 千 場 勇 太

1 不動産の表示

【物件番号 1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1～4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 八幡浜市裁判所通
 地 番 1 5 4 9 番 1
 地 目 宅地
 地 積 4 5 . 8 1 平方メートル
- 2 所 在 八幡浜市裁判所通
 地 番 1 5 4 9 番 5
 地 目 宅地
 地 積 6 9 . 7 0 平方メートル
- 3 所 在 八幡浜市裁判所通
 地 番 1 5 4 9 番 6
 地 目 宅地
 地 積 3 3 . 2 0 平方メートル
- 4 所 在 八幡浜市裁判所通 1 5 4 9 番地 5、1 5 4 9 番地 1、
 1 5 4 9 番地 6
 家屋 番号 1 5 4 9 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木・鉄骨造スレート・かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 1 0 3 . 1 0 平方メートル
 2 階 9 0 . 7 2 平方メートル

令和 8 年(ケ)第 46 号
令和 8 年 7 月 8 日受理
令和 8 年 7 月 23 日提出

現 況 調 査 報 告 書

松 山 地 方 裁 判 所

執行官 住 田 克 明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|---|--------------------|
| 1 | 所 在 | 八幡浜市裁判所通 | |
| | 地 番 | 1 5 4 9 番 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 4 5 . 8 1 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 八幡浜市裁判所通 | |
| | 地 番 | 1 5 4 9 番 5 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 6 9 . 7 0 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 八幡浜市裁判所通 | |
| | 地 番 | 1 5 4 9 番 6 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 3 3 . 2 0 平方メートル | |
| 4 | 所 在 | 八幡浜市裁判所通 1 5 4 9 番地 5、1 5 4 9 番地 1、
1 5 4 9 番地 6 | |
| | 家屋 番号 | 1 5 4 9 番 5 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木・鉄骨造スレート・かわらぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 0 3 . 1 0 平方メートル |
| | | 2 階 | 9 0 . 7 2 平方メートル |



(2枚目)

そ の 他 の 事 項

1. 公図（14条地図）上、物件1の土地の北西側や、物件2の土地の北東側には、いずれも市道が隣接するとされている。現況では、物件1の土地の北西側や、物件2の土地の北東側には、いずれもアスファルト舗装された道路（市道、建築基準法42条1項1号の道路）が隣接している。
2. 物件1ないし3の各土地は、一体として、専ら物件4の建物の敷地として利用されている。なお、物件3の土地は、物件1及び2の各土地を介して、上記1記載の道路に接している。
3. 現況では、物件4の建物の南東側の軒と、物件2及び3の各土地に隣接する地番1550番21の土地（地目：宅地、地積：110.63平方メートル、所有者：■B■）上に存する建物（家屋番号1550番21の建物と思われる。）の北西側の軒とは、互いに交錯していることが認められることから、両建物の軒は、相互に隣接地に越境している可能性がある。なお、物件1ないし3の各土地と、当該各土地の四囲の各土地との間には、特段の囲障は構築されていない。
4. 公簿によると、物件4の建物は、2棟の専有部分（家屋番号：①五位ヶ脇1549番1及び②同番5）を有する区分所有建物であったところ、平成18年6月14日付けで、上記①と②とが合併され、現在に至っている。ちなみに、公簿上、上記①の新築時期は、昭和51年8月8日付けとされている。
5. 本調査によるも、本件所有者である■A■との接触はかなわなかったが、物件4の建物内外の状況のほか、近隣住民からの聴取結果等を踏まえると、物件4の建物は、空き家の状態で、本件所有者が占有しているものと認められる。
6. 物件4の建物は、台所等がリフォームされているなど、部分的に修繕していることが窺われる一方で、一部に雨漏り痕等が認められるなど、老朽化によると思われる不具合箇所も認められる。
7. 物件4の建物内外には、多数の家財道具等が残置されている。なお、同建物1階の車庫内には、ナンバープレートが取り外された自動車が駐車されたままとっている。

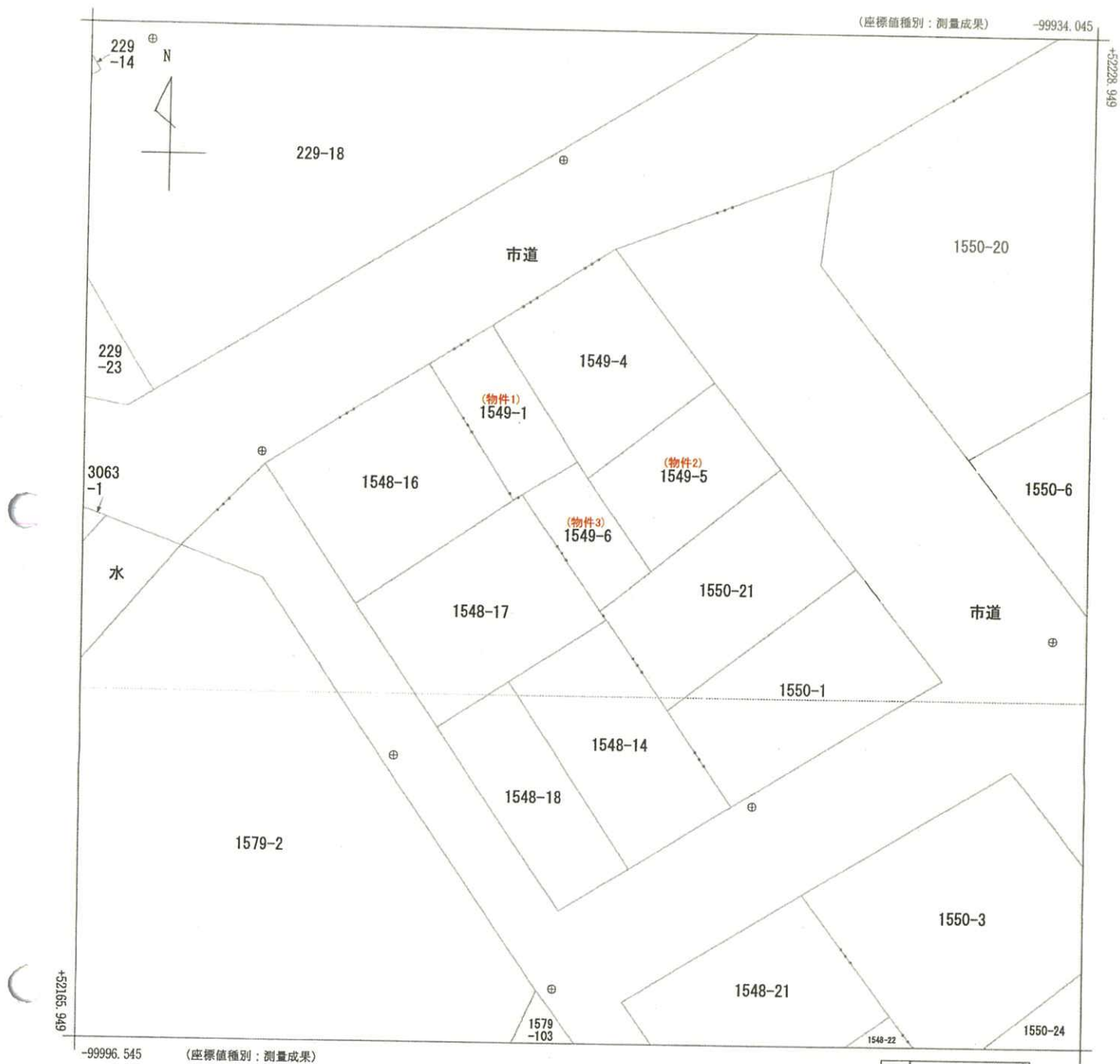
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年7月9日(木) 9:30~9:50	八幡浜市役所(税務課)	地番図等資料収集
令和8年7月9日(木) 10:10~10:30	八幡浜市役所保内庁舎 (建設課)	道路台帳等の閲覧, 建築確認概要書等の有無照会
令和8年7月9日(木) 10:50~11:20	物件所在地	占有等現地調査, 近隣調査, 調査立会依頼文書を投函
令和8年7月10日(金) 9:30~10:00	松山地方法務局大洲支局	公図, 登記事項等の閲覧, 謄写
令和8年7月10日(金) 10:40~11:10	愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所	建築確認概要書等の閲覧
令和8年7月10日(金) 11:20~11:50	物件所在地	占有等現地調査, 近隣調査, 調査立会依頼文書を投函
令和8年7月17日(金) 10:00~11:30	物件所在地	立入調査, 写真撮影(評価人と同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8 年 7 月 1 7 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

(4枚目)



A B C
裁判所通
裁判所通
喜多町

請求部	所在	八幡浜市裁判所通				地番	1549番6			
出力縮尺	1/250	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4に縮小

令和8年7月9日
松山地方方法務局大洲支局
登記官

請求番号: 8-3
(1/1)

(5 枚目)

公用

登記年月日：平成18年6月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月9日 松山地方延務局大洲支局

登記官

(6 枚目)

次頁に図面に関する変更内容を示す。

608835

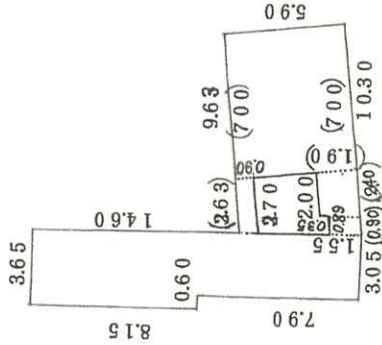
各階平面図

家屋番号 1549番5

各階平面図

建物の所在 八幡浜市字五位ヶ脇 1549番地5 1549番地1 1549番地6

1階

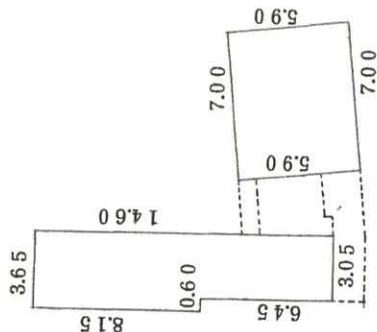


求積

8.15×3.65 = 29.7475
7.90×3.05 = 24.0950
5.90×7.00 = 41.3000
(2.63+2.70)×0.90÷2 = 2.3985
0.89×1.55 = 1.3795
(2.00+2.40)×1.90÷2 = 4.1800
計 103.1005
床面積 103.10㎡

2階

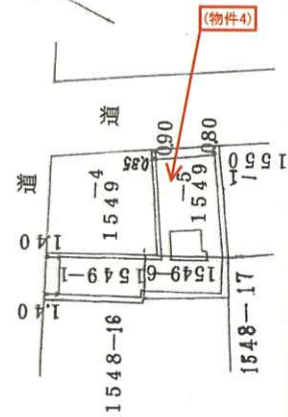
各階平面図
縮尺 250分の1



求積

8.15×3.65 = 29.7475
6.45×3.05 = 19.6725
5.90×7.00 = 41.3000
計 90.7200
床面積 90.72㎡

N



A3版をA4に縮小

作製者

8年 6月 5日(作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(愛媛県土地)

平成18年6月14日登記 7 № 006153

(1/2)

請求番号: 8-1

7.5, 200冊

A

(1) 令和2年5月7日
建物の所在を「八幡浜市裁判所通1549番地
5」に変更。
(令和2年5月7日登記)

A3版をA4に縮小

土地建物位置関係図

(物件1～4・概略図)



◀○写真撮影位置・方向

建物間取図

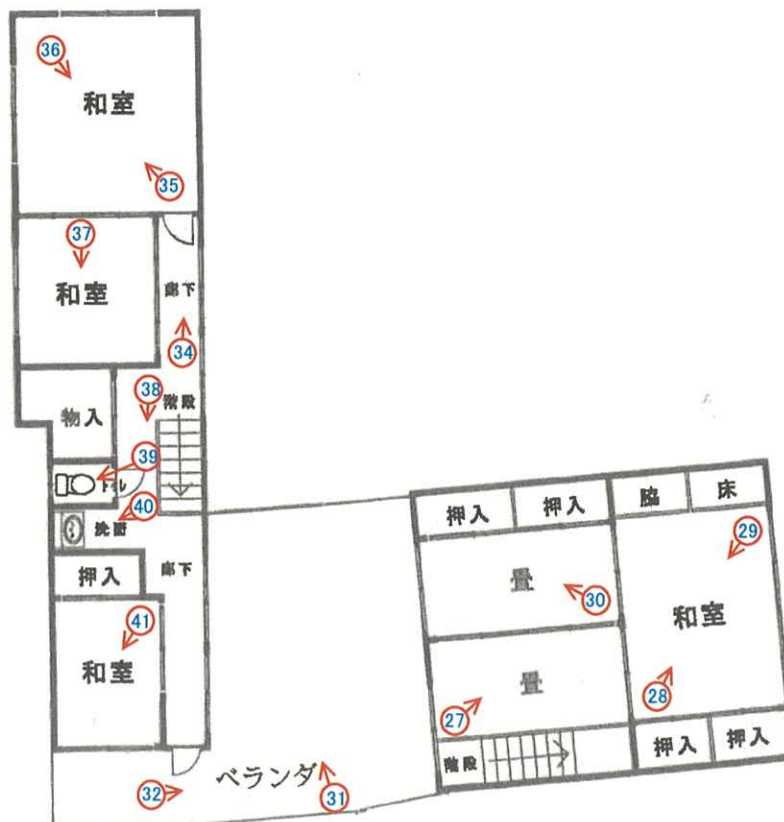
(物件4・概略図)



1 階



2 階



←○写真撮影位置・方向



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18 (天井の雨漏り痕の状況)



19



20



21



22

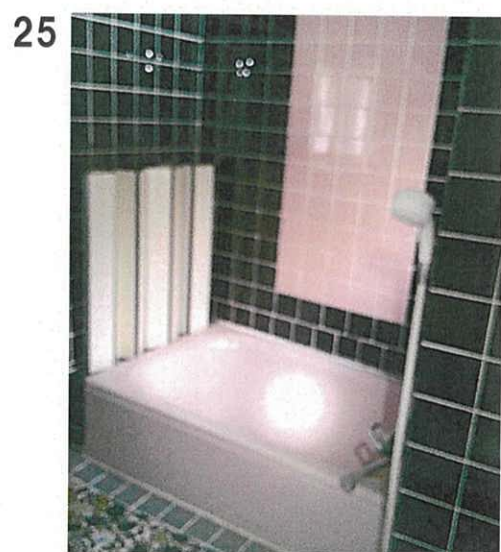


23



24





31



32



33



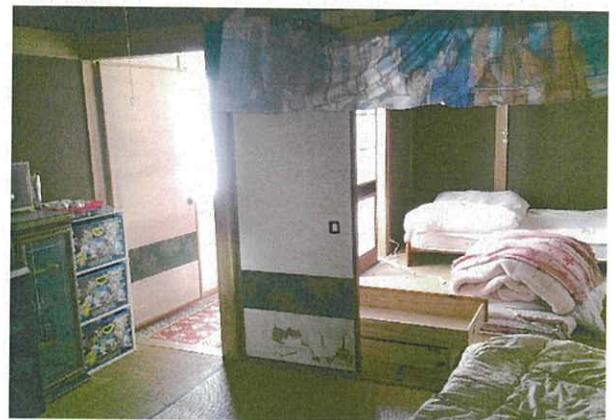
34



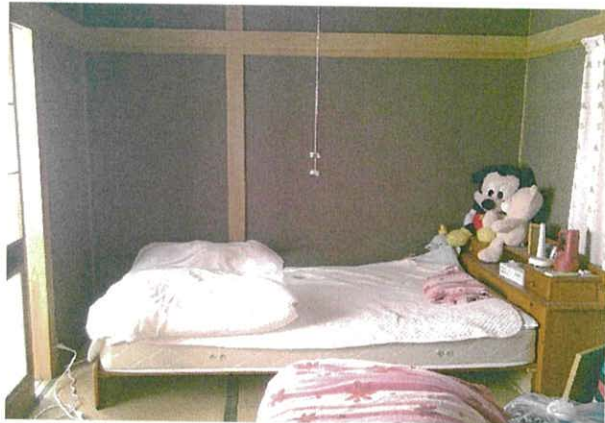
35



36



37



38



39



40



41



42





令和 8 年（ケ）第 4 6 号
令和 8 年 7 月 1 7 日現地調査
令和 8 年 7 月 2 4 日評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

井上往美

印

第1 評価額

一括価格	
金 3,940,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 500,000 円
物件2 (土地)	金 760,000 円
物件3 (土地)	金 360,000 円
物件4 (建物)	金 2,320,000 円

- 1 一括価格は、物件1ないし4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために、一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1ないし3の内訳価格は、物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	八幡浜市裁判所通 1 5 4 9 番 1 宅地 4 5.8 1 m ²	ほぼ同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	八幡浜市裁判所通 1 5 4 9 番 5 宅地 6 9.7 0 m ²	ほぼ同左
3	所 在 地 番 地 目 地 積	八幡浜市裁判所通 1 5 4 9 番 6 宅地 3 3.2 0 m ²	ほぼ同左
4	所 在 地 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	八幡浜市裁判所通 1 5 4 9 番地 5, 1 5 4 9 番地 1, 1 5 4 9 番地 6 1 5 4 9 番 5 居宅 木・鉄骨造スレート・かわらぶき 2階建 1階 1 0 3.1 0 m ² 2階 9 0.7 2 m ²	ほぼ同左
番号	特 記 事 項		
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	JR 予讃線「八幡浜」駅から北西方へ2.3 km（道路距離） 八幡浜市役所の北東方約 500 m（道路距離） 最寄りバス停「市立病院前」の北西方約 100 m（徒歩約 2 分）（別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	対象地の近隣地域は、市街中心部に位置し、行政・教育・商業施設等のほか、一般住宅も存する地域である。付近の標準的な街路は、幅員約 9.7 m の舗装市道で、系統連続性は普通である。県道背後の混在住宅地として、土地利用度は安定しており、当面は、現状維持で推移すると思われる。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火地域 その他の規制	非線引都市計画区域 近隣商業地域 80% 200% 指定なし 埋蔵文化財包蔵地の指定なし 土砂災害警戒区域の指定あり（土石流）
画 地 条 件 （規模、形状等）	間口約 6.8 m 奥行約 14.0 m 地積 148.71 m ² 形状 不整形（L 字型） 地勢 平坦 日照・通風 普通 嫌悪施設等 なし	
接面道路の状況	（物件1）北西側幅員約 7.2 m の舗装市道（白浜北通り 2 号線）に等高に接面。（物件2）北東側幅員約 9.7 m 舗装市道（五位ヶ脇線）に等高に接面。（いずれも建築基準法上の道路である） 二方路地である。	
土地の利用状況等	物件1～3は、物件4建物の敷地として利用されている。 北側、南西側、南東側：いずれも一般住宅	
供給処理施設	上 水 道：あり（現在閉管中） 都市ガス：なし 下 水 道：あり （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特 記 事 項	1. 対象土地は、閉鎖謄本や現地調査等の範囲内においては、従前より住宅地として現在に至っており、土壌汚染の可能性の端緒は認められがたく、特段の減価考慮は行わなかった。	

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物（家屋番号：1549番5）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：昭和51年8月8日新築 経過年数：50年 経済的残存耐用年数：1年 原始建物は、登記記載のとおりだが、システムキッチンや内装の一部をリフォームした経緯がみられるため、上記の様に査定した。	
仕 様	構造 木造・鉄骨造 屋根 スレート・かわらぶき 外壁 板張り、亜鉛メッキ鋼板、モルタル吹付等 内壁 合板、砂壁、クロス貼り、タイル張り等 天井 板張り、クロス貼、 床 合板、畳、フローリング、タイル、土間コンクリート 設備 電気設備（使用停止中）、給排水設備、洋式便器、システムキッチンなど その他	
床面積（現況）	1階 103.10 m ² 2階 90.72 m ² 193.82 m ²	
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 現況調査報告書添付の「建物間取図」参照	
品 等	使用資材の質量 普通 施工の程度 普通 設計の良否 普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	所有者が、住宅（空き家）の状態で管理している。 多数の残置家具等があるほか、玄関横の車庫に自動車 が置かれている。建物に付随する各種付帯設備の動作 確認ができないため、正常に作動するか否かは不明で ある。	
特記事項	天井の一部に雨漏り痕があるほか、建具の接触不良、 床の撓みなどの経年劣化が見られる。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格等（物件1～3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格等 (円) ア×イ×ウ×エ
1	48,000	0.93	45.81	0.90	1,840,000
2	48,000	0.93	69.70	0.90	2,800,000
3	48,000	0.93	33.20	0.90	1,330,000
計					5,970,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地 八幡浜（県）－4

標準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$46,800 \text{ 円/㎡} \times 99.4/100 \times 100/100 \times 100/97 \div 48,000 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：標準的である。

◇ 地域格差：環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：形状、二方路地等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を▲10%と判断した。

② 建物価格（物件4）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
4	150,000	193.82	0.02	580,000

ウ 現価率（定額法）

・経過年数50年、経済的残存耐用年数1年、残価率 0%

定額法と観察減価法（保守管理の状況「やや劣る」による補正▲10%と査定）を併用して下記のとおり査定した。

・現価率＝ $\{0\% + (1 - 0\%) \times 1\text{年}/51\text{年}\} \times (1 - 10\%) \div 0.02$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地(物件1～3)については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,840,000	0.55	法定地上権	1,010,000
2	2,800,000	0.55	法定地上権	1,540,000
3	1,330,000	0.55	法定地上権	730,000
計				3,280,000

②内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,840,000	－ 1,010,000		1.00	0.6	500,000
2	2,800,000	－ 1,540,000		1.00	0.6	760,000
3	1,330,000	－ 730,000		1.00	0.6	360,000
4	580,000	＋ 3,280,000	1.00	1.00	0.6	2,320,000
	一括価格 (合計)					3,940,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：特になし

オ 競売市場修正率：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地価格：八幡浜(県)－4

所 在 八幡浜市大平1番耕地651番1
価 格 46,800円/㎡
位 置 JR予讃線「八幡浜」駅北西方約1,900m
価 格 時 点 令和7年7月1日
地 積 116㎡
供給処理施設 上水道：あり 公共下水道：あり 都市ガス：なし
接 面 街 路 北5.7m舗装市道
用途指定等 非線引都市計画区域・第一種住居地域
(建ぺい率60%・容積率200%)
地域の概要 中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

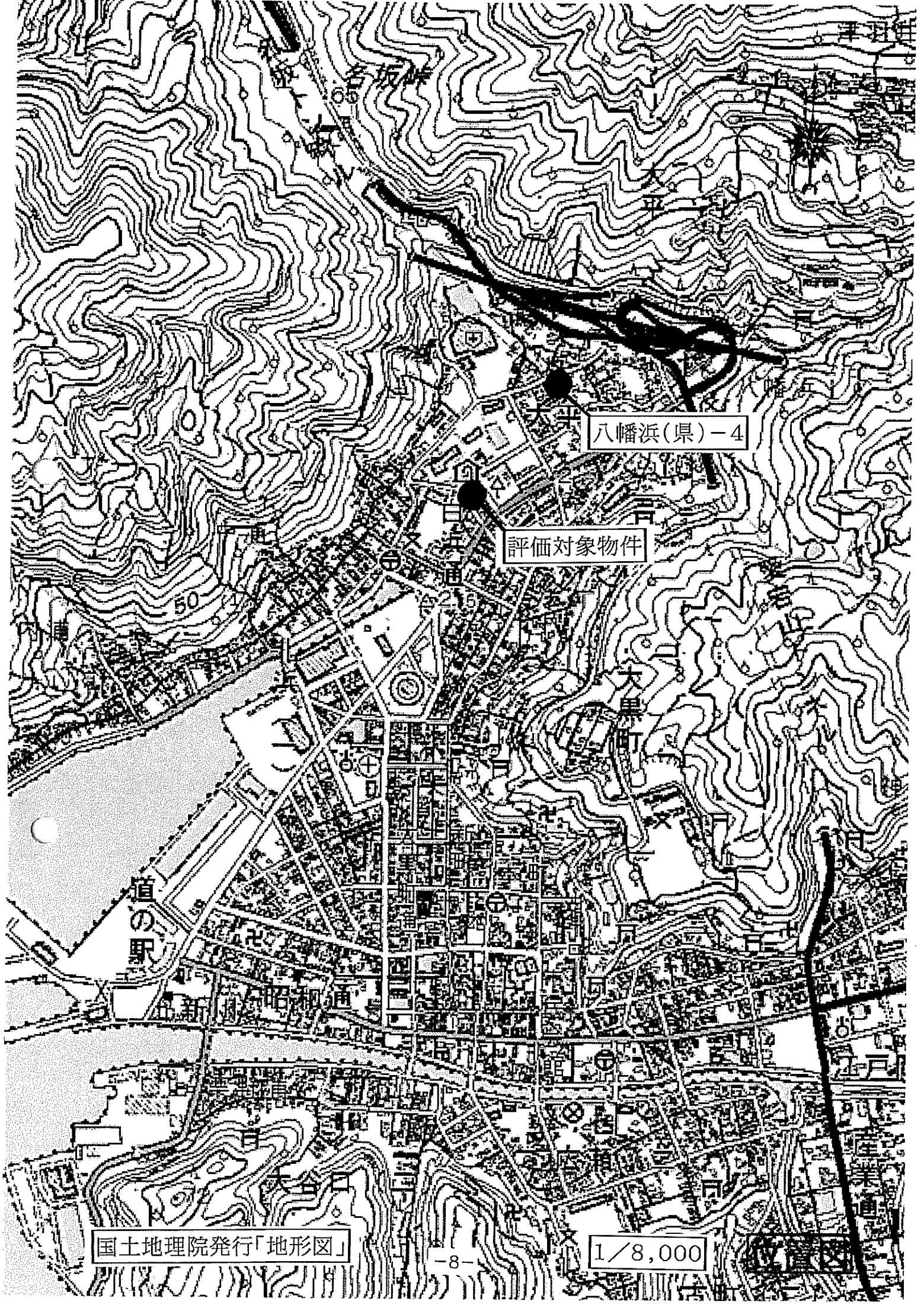
土地(物件1) 1,123,659 円
土地(物件2) 1,988,035 円
土地(物件3) 967,215 円
建物(物件4) 1,216,812 円

*ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 付属資料の表示

資料1 位 置 図
資料2 公 図 写
資料3 建 物 図 面

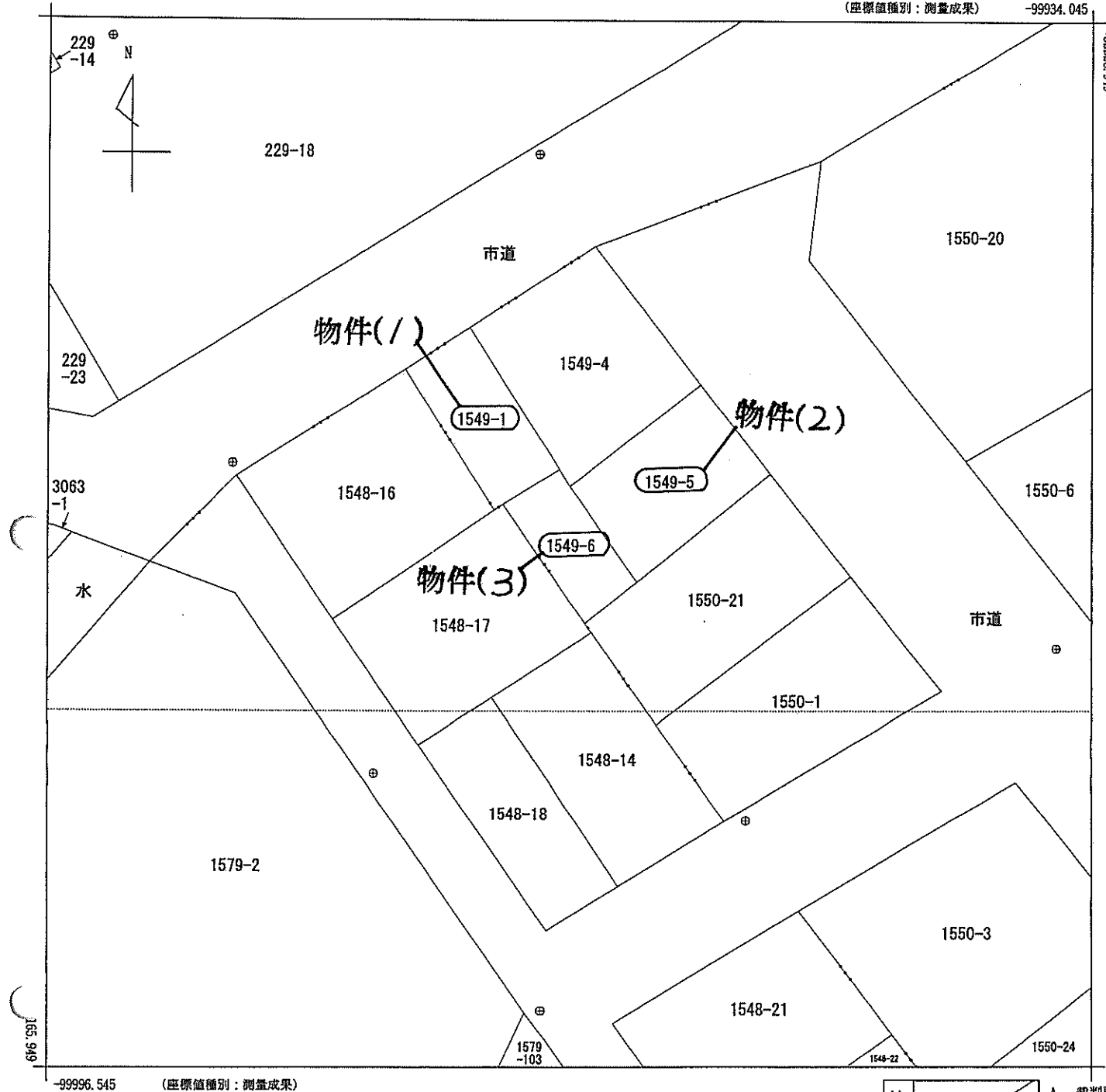
以 上



国土地理院発行「地形図」

-8-

1/8,000



(座標値種別：測量成果)

A3判をA4判に縮小

裁判所通
敷判所通
喜多町

請求部	所 在					八幡浜市裁判所通		地 番	1549番6		
出力縮	力尺	1/250	精 度 区 分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)				補 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月9日
松山地方方法務局大洲支局
登記官

請求番号：8-3
(1/1)

公図写

(1) 令和2年5月7日
建物の所在を「八幡浜市裁判所通1549番地5」に登記
(令和2年5月7日登記)

登記年月日：平成18年6月14日

公用

608835

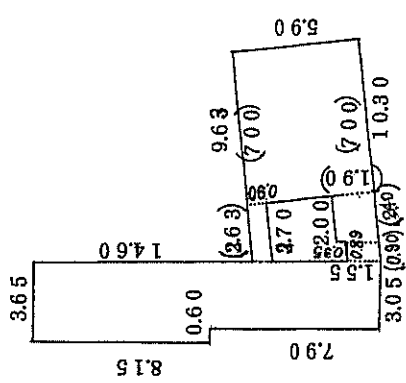
各階平面図

家屋番号	1549番5
建物の所在	八幡浜市字五位ヶ脇 1549番地5 1549番地1 1549番地6

各階平面図

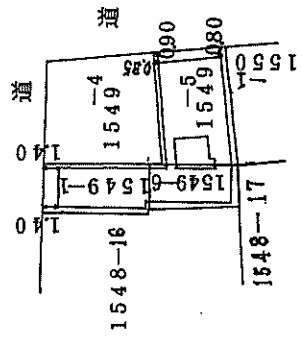
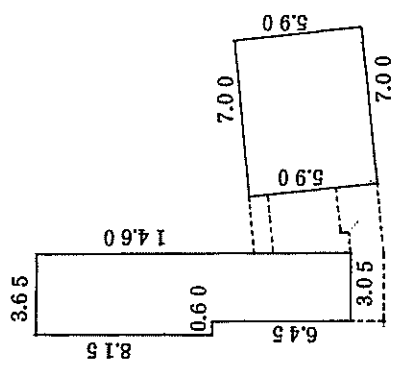
建物図面

1階



A3判をA4判に縮小

2階



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月9日 松山地方裁判所 本所支局

登記官

(愛媛県土地家屋調査士会)

平成18年6月14日 7 N2 006153

請求番号：8-1

(1/2)